

サーバ管理型乗車券取扱規則新旧対照表

現行	改定
<p>【目的】 第1条 省略 2 前項に規定する識別情報とは、クレジットカード等の会員番号の識別情報をいう。</p> <p>【用語の意義】 第3条 省略</p> <p>(5) 「対応改札機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した改札機をいう。</p> <p>【適用範囲】 第4条 省略</p> <p>5 サーバ管理型乗車券による共通利用が可能な社局線内の運送等については、当該社局の営業規則または運送約款等の定めによる。</p>	<p>【目的】 第1条 省略 2 前項に規定する識別情報とは、クレジットカード等の会員番号および2次元バーコード等の識別情報をいう。</p> <p>【用語の意義】 第3条 省略</p> <p>(5) 「デジタル企画乗車券」(以下、「デジタル企画券」という)とは、2次元バーコードによる識別情報が表示された情報端末を、サーバ管理型乗車券として使用する企画乗車券(以下、「企画券」という)をいう。</p> <p>(6) 「対応改札機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した改札機をいう。</p> <p>【適用範囲】 第4条 省略</p> <p>5 当社線におけるデジタル企画券の取扱いについては、この規則によるほか別に定める「デジタル企画乗車券取扱規則」による。</p> <p>6 サーバ管理型乗車券による共通利用が可能な社局線内の運送等については、当該社局の営業規則または運送約款等の定めによる。</p>